

平成 25 年 8 月 16 日

株式併合に伴う当社株式のお取扱いについて

当社は、平成 25 年 5 月 23 日開催の第 28 回定時株主総会において、平成 25 年 9 月 1 日をもって、普通株式 5 株を 1 株に併合すること及び単元株式数を 500 株から 100 株へ変更することについてご承認いただきました。

この株式併合及び単元株式数の変更に伴う株主様による特段のお手続きの必要はありません。

なお、別紙にて本件に関する Q&A をご用意いたしましたので、ご参考としてください。

1. 株式併合の目的

全国証券取引所は、すべての上場内国株券の売買単位を 100 株に集約すべく「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、その推進のために平成 26 年 4 月 1 日までに売買単位を 100 株と 1000 株の 2 種類へ集約することを決定しました。

上場企業である当社といたしましては、売買単位集約が投資家を始めとする市場利用者の利便性を向上させることからこの決定を尊重し対応することとし、流動性の向上や投資家の参入しやすいレベルとして望ましいと考えられるとして東京証券取引所が示している投資単位の水準から乖離しないよう、普通株式の併合（5 株を 1 株に併合）および単元株式数の変更（500 株から 100 株に変更）を併せて実施するものです。

2. 株式併合後の新株式の割当及び方法

平成 25 年 8 月 31 日(土)（ただし、当日は株主名簿管理人の休業日のため、実質上は平成 25 年 8 月 30 日(金)）の最終の当社株主名簿に記載又は記録されました株主様に対し、ご所有株式 5 株につき 1 株の割合をもって株式併合後の新株式を割当交付いたします。株式併合後の新株式は平成 25 年 9 月 1 日(日)（ただし、当日は証券保管振替機構及び証券会社等の休業日のため、実質上は平成 25 年 9 月 2 日(月)）付でお取引の証券会社等の振替口座簿に記録され、同日以降、売却が可能です。

なお、「株式併合に伴う割当株式数のご通知」は、平成 25 年 10 月 9 日（水）にお届出のご住所宛に送付申し上げる予定です。

3. 株式併合後の単元未満（100 株未満）の株式について

株式併合後のご所有株式が単元未満（100 株未満）となる株式につきましては、市場での売却ができません。単元未満株式をご所有の株主様は、株式の買取り制度をご利用いただくことが出来ます。

なお、実際のお手続きについては、後記「単元未満株式の買取り請求について」をご覧ください。

4. 単元未満株式の買取請求について

(1) 買取請求のお手続き

単元未満株式の買取請求のお手続きは、お取引のある証券会社の窓口でご請求下さい。

なお、特別口座に株式を所有されている株主様は、三菱 UFJ 信託銀行株式会社の証券代行部までご請求下さい。

(2) 買取請求の日程

年月日	買取請求のお取扱い
平成 25 年 8 月 26 日(月)	買取請求取次依頼書の受付は、左記日付まで従来どおりお取扱いいたします。(500 株未満)
平成 25 年 9 月 2 日 (月)	株式併合後の新株式数に基づき、買取請求取次依頼書の受付を再開いたします。請求書には株式併合後の単元未満株式(100 株未満)の株式数をご記入ください。

(3) 買取請求のお手続きにあたってのご注意

買取請求取次依頼書の受付は、平成 25 年 8 月 27 日(火)から平成 25 年 9 月 1 日(日)までの期間について、お取り扱いできませんのでご注意ください。

5. 端数処分代金のお支払いについて

新株式割当の結果生じた 1 株未満の端数につきましては、法定の手続きにより処分し、ご所有の端数相当分に応じて平成 25 年 11 月中旬(予定)に金銭にて当社からお支払いいたします。

株式併合および単元株式数変更に関する Q&A

平成 25 年 5 月 23 日開催の第 28 回定時株主総会において決議されました「株式併合の件」及び「定款一部変更の件(発行可能株式総数及び発行済株式数並びに単元株式数の変更)」の効力発生日が平成 25 年 9 月 1 日となります。つきましては株主の皆様は、より深くご理解いただくため、次のとおり Q&A を作成いたしましたので、ご案内申し上げます。

Q1.株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、発行済みの複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式とするものです。当社は、株式希薄化対策の一環として、発行済みの普通株式の総数をより適正化するために当社の発行済み普通株式について、5 株を 1 株の割合で併合することといたしました。

Q2.資産価値に影響を与えないのですか。

株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向など他の要因を別とすれば、株主様がお持ちの株式の資産価値は変わることはありません。保有する株式の数は 5 分の 1 になり、例えば 1,000 株ご所有の株主様の株式数は 200 株となりますが、1 株あたりの純資産額は 5 倍となります。また、株価につきましても理論上は 5 倍となります。

Q3.単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買単位となる株式数で、当社普通株式 500 株を 100 株に変更するもので、これにより変更後の売買単位は 100 株となります。

全国の証券取引所では、上場する国内会社の売買単位を 100 株に統一することを目指しており、当社といたしましても上場企業としてかかる趣旨を尊重し対応することとしたものです。

Q4.株主の所有株式・議決権はどのようなになるのですか。

各株主様の株式併合後の所有株式数は、平成 25 年 8 月 31 日最終の名簿に記録された株式数に 5 分の 1 を乗じた株式数となります。

証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成 25 年 9 月 1 日付で、株式併合後の株式数に変更されます。

株式併合の効力発生による所有株式数および議決権数の変更について、具体的な例は以下の通りとなります。

【具体例】

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例①	1,000 株	2 個	200 株	2 個	—
例②	2,300 株	4 個	460 株	4 個	—
例③	526 株	1 個	105 株	1 個	0.2 株
例④	4 株	—	—	—	0.8 株

- ・ 例①に該当する株主様は特段のお手続きはございません。
- ・ 例②に該当する株主様は特段のお手続きはございませんが、例②、③に発生する単元未満株式（例②は 60 株、例③は 5 株）につきましては、ご希望により単元未満株式の買取り制度がご利用できます。
- ・ 例③、④に発生する端数株式相当分につきましては、すべての端数株式を当社が一括して処分(売却・買取など)し、それによって得た代金を各株主様の有する端数株式相当分に応じてお支払いいたします。
- ・ ④に該当する株主様は当社株式の保有機会を失うこととなります。
深くお詫びを申し上げますとともに、何卒ご理解を賜りたいと存じます。
- ・ 株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。
詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

Q5.株式併合に伴い、必要な手続きはありますか。

特段のお手続きの必要はございません。

なお、株式併合前のご所有株式が 5 株未満の株式は、株式併合により 1 株未満の端数株式となるため、すべての端数株式を当社が一括して処分(売却・買取など)し、それによって得た代金を各株主様の有する端数株式相当分に応じてお支払いいたします。

株式併合前のご所有株式の総数が 5 株未満の株主様は当社株式の保有機会を失うこととなります。深くお詫びを申し上げますとともに、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

Q6.株式併合により単元株式数に満たない株式(100 株未満)が生じてしまいますが、単元未満株式の買取りを請求することはできますか。

市場での売買ができない単元未満株式を保有する株主様は、お取引の証券会社等で買取りの請求を受け付けております。また、証券会社に口座がなく、特別口座で管理されている株主様は、後記特別口座の口座管理機関にお問い合わせください。

なお、単元未満株式の買取り請求の受付が停止される期間がございますので、ご注意ください申し上げますようお願い申し上げます。

詳しくはお取引の証券会社または、後記特別口座の口座管理機関にお問い合わせください。

Q7.株式の売買停止期間はありますか。

売買停止期間はございませんが、売買後の株式の振替に要する日数などとの関係で、現在の売買単位である 500 株でのお取引は平成 25 年 8 月 27 日までとなります。

平成 25 年 8 月 28 日から 100 株単位でのお取引となり、株価も株式併合の効果が反映されたものとなります。

Q8.スケジュールはどうなりますか。

スケジュールは以下の通りです。

平成 25 年 8 月 27 日：当社株式の売買単位が 500 株での売買最終日

平成 25 年 8 月 28 日：当社株式の売買単位が 500 株から 100 株に変更
当社株価に株式併合の効果が反映

平成 25 年 9 月 1 日：株式併合と単元株式数変更の効力発生

平成 25 年 10 月 9 日：株主の皆様へ株式併合割当通知発送（予定）

平成 25 年 11 月 中旬：端数株式相当分の処分代金のお支払開始（予定）
※ゆうちょ領収書払いとなります。

◆お問い合わせ先◆

株式併合および単元株式数変更に関しご不明な点は、お取引のある証券会社または下記特別口座の口座管理機関(株主名簿管理人)までお問い合わせください。

特別口座の口座管理機関 三菱 UFJ 信託銀行株式会社
(株主名簿管理人)

【お問い合わせ先】

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部
電話：0120-232-711(通話料無料)
〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号

以 上